

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

訪問看護ステーションあらかわ

1. 基本方針

訪問看護ステーションあらかわ（以下「事業所」という。）の事業所内において、平時から感染症の予防及びまん延防止に留意するとともに、感染症発生時には迅速に必要な措置を講じる体制を整備する体制が必要である。そのため、事業所はご利用者のご家族および職員の安全を確保するために必要な対策を実施するために本指針を定める。

2. 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通り。

1) ご利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となり得る感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核 等

2) 感染症に対する抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

3) 血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3. 感染症予防及びまん延防止のための事業所内組織に関する事項

1) 当事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、法人が定期開催する感染対策委員会（以下「法人委員会」という。）に所属する。また、委員会の出席者は管理者（不在時は次席者）とする。

2) 管理者は法人委員会での感染状況情報や事業所内でのご利用者および職員の感染状況を踏まえ、法人委員会とは別に事業所内における感染対策委員会を開催し、議論・検討する場を設ける。

3) 事業所内委員会には、感染対策担当者（以下「担当者」という。）を 1 名置き、委員会では管理者が召集する。

・事業所感染対策委員会の構成委員

責任者（管理者）：西村二郎

担当者：峰野なつき

委員：事業所従業者全員

4) 事業所内委員会のご利用者の状況など事業所の状況に応じ適時開催する。また、法人委員会の議事録は回覧して周知をする。

5) 事業所内委員会は、次の掲げる事項について検討する。

- ①感染症の予防体制の確立に関すること
 - ②指針・マニュアル作成に関すること
 - ③職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
 - ④ご利用者の感染症等の既往の把握
 - ⑤ご利用者・職員の健康状態の把握
 - ⑥感染症発生時の対応と報告
 - ⑦感染対策実施状況の把握と評価
 - ⑧感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施
- 6) 事業所内委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。
- ①新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
 - ②全職員を対象に、定期的研修を年2回以上行う。（法人が開催する研修参加をこれにあてることもある）
- 7) 事業所内委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。

4. 平時の対応

- 1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- 2) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。

5. 感染症発生の対応

- 1) 感染症が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - ①職員がご利用者の健康管理上、感染症を疑ったときは、訪問看護指示医やかかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める
 - ②受診の結果、感染症と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。
 - ③事業所内に、当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医等へ相談する。
 - ④事業所がサービス提供している他のご利用者の健康状態も把握する。
- 2) 職員は感染症が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
 - ①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう特に注意を払うこと。
 - ②感染者または感染が疑わるご利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入

れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

③ご利用者の主治医や看護師の指示・協力を得て、必要に応じて居宅内の消毒を行うこと。

④ご利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービス利用の調整を行うこと。

⑤必要に応じてご利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び指示を受けること。

3) 感染症が発生した場合には、ご利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し指示を受ける等、緊密に連携を図り必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。

6. その他

1) 事業所は一定の場合を除きご利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

2) 指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は事業所内委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

3) マニュアルは誰でも閲覧できるように事業所に備え置く。

附則

本指針は、令和6年6月1日から施行する。

附則

本指針は、令和8年6月1日から一部改訂し、施行する。